

H 2 9 . 1 . 2 6

原 議 長 期 保 存

群 務 第 7 4 号

平成 2 8 年 1 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察男女共同参画推進計画の総合的な推進体制の確立について（通達）  
現在、群馬県警察次世代育成支援行動計画の策定について（平成27年3月23日付け群務第182号通達）及び群馬県警察女性警察官採用・登用拡大計画（平成27年度改訂版）の策定について（平成27年7月27日付け群務第473号通達）に基づき、次世代育成支援対策及び女性警察官の採用・登用拡大に向けた積極的な取組を推進してきたところである。

この度、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）が公布されたことを踏まえ、これまで以上に、女性職員が活躍し、男女を問わず全職員が仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の取れた健康で豊かな人生を歩めるよう、群馬県警察男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）の総合的な推進体制を確立することとしたから、取組の強化に努められたい。

なお、群馬県警察における女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画の推進のための総合的な推進体制の確立について（平成27年4月20日付け群務第283号通達）及び群馬県警察次世代育成支援行動計画策定・実施プロジェクトチームの構成、任務等について（平成27年3月23日付け群務第184号警務部長依命通達）は、廃止する。

## 記

### 第1 推進委員会

#### 1 設置

群馬県警察本部に群馬県警察男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

#### 2 任務

推進委員会は、計画を策定し、その達成を図ることを任務とする。

#### 3 構成及び運営

- ・ 推進委員会は、委員長及び構成員を持って構成し、委員長は警察本部長（以下「本部長」という。）、構成員は群馬県警察本部の処務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第7号）第42条に規定する部長会議の出席者（本部長を除く。）をもって充てる。
- ・ 委員長は、必要があると認める場合は、構成員以外の者を推進委員会に出席させることができる。

## 第2 推進幹事会

### 1 設置

推進委員会の下部組織として、群馬県警察男女共同参画推進幹事会（以下「推進幹事会」という。）を置く。

### 2 任務

推進幹事会は、推進委員会の事務について推進委員会を補佐するとともに、計画に関する施策の企画、立案、総合調整、推進及び検証を行うことを任務とする。

### 3 構成員

- ・ 推進幹事会は、責任者、副責任者及び構成員により構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

#### ア 責任者

警務部長

#### イ 副責任者

警務部警務参事官

#### ウ 構成員

警部（同相当職の一般職員を含む。）以上の階級にある者のうち、責任者が指定する者

- ・ 責任者は、必要があると認める場合は、構成員以外の者を推進幹事会に出席させることができる。

## 第3 雑則

### 1 細目の制定

推進委員会及び推進幹事会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び責任者が定めることができる。

### 2 庶務

推進委員会及び推進幹事会の庶務は、警務部警務課において行う。